

ID: 205

担当部署: ふるさと整備課

処分の概要	指定管理者の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町営住宅設置及び管理に関する条例 第38条第1項		
例 規 番 号	平成16年 条例第24号		
<p>【根拠条文】 (指定管理者の取消し) 第三十八条 町長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十四条第三項の規定による指定を取り消すことができる。</p> <p>一 前条の指示に従わないとき。 二 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務を行うことができなくなつたとき。</p> <p>2 町長は、第一項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、速やかにその旨を公告するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日